

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………
……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所第二課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 生活保護法による指定医療機関の指定取消し……………
……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所第二課)……………六
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
……………(下水道局)……………六

告示

●東京都告示第七百三十七号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の

事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用
する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示す
る。
令和五年六月十五日
東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

勝どき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から令和十一年十月三十一
日まで

三 施行地区

中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目各地内
事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区勝どき四丁目十三番六号

平成二十七年十一月二十日

四 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年六月十五日

●東京都告示第七百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条
第十項ただし書の規定による許可申請があったので、同条
第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取
(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害
関係を記した書面を提出してください。

令和五年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時

令和五年六月二十三日(金曜日)
午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎三階建設工事
紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査担当(東京都庁第二本庁
舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八)三三三四

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため
建築主住 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号
小田急電鉄株式会社
台東区東上野三丁目十九番六号
東京地下鉄株式会社

建築敷地 新宿区西新宿一丁目一番地四ほか

地域地区 商業地域、防火地域、都市再生特別地区
(新宿駅西口地区)、新宿駅直近地区地区
等 計画及び駐車場整備地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 増築
及び用途 その他(駅施設等) 事務所、物品販売業
を営む店舗、飲食店、
自動車車庫、自転車
駐車場、集会場、そ
の他(駅施設等)

敷地面積 約一五、七一九平方
メートル 増減なし

建築面積 〇平方メートル

延べ面積 約一〇平方メー
トル 約二七八、九四九平
方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造
地下二階 鉄骨造一部鉄筋
コンクリート造及び

高さ ○メートル 二五八・二七メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十項ただし書

●東京都告示第七百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年五月二十九日	小金井市本町 延長 二二・〇九 四丁目二千七百七十六番二及び同番十の各一部

●東京都告示第七百四十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、日本電子昭島製作所建物更新計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五

十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本電子株式会社
代表取締役社長兼CEO 大井 泉
昭島市武蔵野三丁目一番二号

二 対象事業の名称及び種類
日本電子昭島製作所建物更新計画

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市武蔵野三丁目位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和五年六月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 昭島市環境部環境課
昭島市田中町一丁目十七番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

・環境に及ぼす影響の評価の結論
 地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した環境影響評価の項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。
 環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030～0.032ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は15.6～26.1%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.036～0.037mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は2.4～4.1%である。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.029～0.032ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.6～1.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.036mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.1%である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L₉₀)は、工事開始2ヶ月目(12号館建設工事中)で64.9dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の暫定基準(80dB)を下回る。 また、工事開始59ヶ月目(13号館建設工事中)は84.6dB(計画地西側敷地境界)、工事開始125ヶ月目(14号館建設工事中)は77.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動】 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L₁₀)は、工事開始2ヶ月目(12号館建設工事中)で63.4dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の暫定基準(70dB)を下回る。 また、工事開始59ヶ月目(13号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始125ヶ月目(14号館建設工事中)は68.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考える。</p>

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 (つづき)	<p>《工事の施行中》</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 将来交通量による騒音レベル(L₉₀)は、昼間で61～69dBである。No.1、No.2では評価の指標とした環境基準(65dB)を上回るが、現況において環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。また、No.3では評価の指標とした環境基準(65dB)を下回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 将来交通量による振動レベル(L₁₀)は、昼間で44～46dB、夜間で44～45dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間：55dB または 65dB、夜間：50dB または 60dB)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2.7dB、夜間で1dB未満～2.7dBである。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う騒音】 工場等の稼働に伴う騒音レベル(L₉₀)は43.8dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準(昼間：60dB、夜間：50dB)を下回る。 なお、騒音レベル(L₁₀)は工場等の稼働に伴う設備機器のみの影響となり、暗騒音は昼間：51dB、夜間：49dB(環境騒音の現地調査結果(L₁₀の最大値))である。 以上のことから、工場等の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工場等の稼働に伴う振動】 工場等の稼働に伴う振動レベル(L₁₀)は32.0dB(計画建築物周囲)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準(昼間：65dB、夜間：60dB)を下回る。 なお、振動レベル(L₁₀)は工場等の稼働に伴う設備機器のみの影響となり、暗振動は昼間：34dB、夜間35dB(環境振動の現地調査結果(L₁₀の最大値))である。 以上のことから、工場等の稼働に伴う振動の影響は小さいと考える。</p>
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【汚染土壌の規制・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】 計画地の一部の深度0～0.5m(表層)において「ふっ素及びその化合物」の土壌汚染基準値を超える土壌があり形質変更時要届出区域に指定されていたが、当該土壌については掘削除去を完了し、令和4年1月21日付で指定が解除された。 また、未調査の範囲については、今後、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続きを行い、土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき適切な拡散防止策を実施することから、その内容を事後調査において明らかにする。 以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染 (つつき)	<p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地内には、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設として、表面処理施設及び排ガス処理施設等の8施設が設置されており、部品の洗浄や排ガスの処理に使用されている。特定施設は、建替え対象外のものは残置し、建替える建物内には新たな特定施設となる部品洗浄に使用する表面処理施設を新設する。</p> <p>これらの特定施設（8施設）からの排水のうち、5施設の排水はすべて業者により廃液として引取りされているが、3施設の排水（アルカリ電解水、酸性排水）は、計画地内で中和処理を行った後、工場廃水として工場排水配管を經由し、公共下水道に排水している。</p> <p>建替え後も同様の処理を行う計画であることから、工場等の稼働に伴い土壌汚染を生じさせるとはならないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「施設の稼働に伴い土壌汚染を引き起こさないこと」を満足すると考える。</p>
4. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画建築物のみによる冬至日における日影は敷地境界から最大約 215m の範囲（最大距離は北東の方角）に生じ、計画建築物及び残置する建築物による日影が及ぶ範囲も概ね同様であると予測する。</p> <p>また、計画建築物及び残置する建築物による4時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から10m以内におさまり、日影規制の基準を満足すると予測する。</p> <p>なお、計画建築物及び残置する建築物による冬至日における日影は、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等には及ばないことから、本事業による影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準を満足すると考える。</p>
5. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物等による地上デジタル放送の東京局の広域局の遮へい障害は西方向に敷地境界から最大距離約 20m の範囲に、東城局の遮へい障害は西方向に敷地境界から最大距離約 110m の範囲に、八王子局（広域局・県域局）の遮へい障害は北東方向に敷地境界から最大距離約 260m の範囲に、衛星放送の遮へい障害は北東方向及び北北東方向に敷地境界から最大距離約 13m の範囲に生じると予測するが、計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が生じた場合には、受信状況及び地域の状況を考慮し、チューンラビの活用、アンテナ設備の改善等の適切な措置を速やかに講じる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考える。</p>

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、専用工場、独立住宅、集合住宅、事務所建築物等が混在した市街地の景観を形成している。</p> <p>計画地周辺の主要な景観構成要素は、工場や住宅等の建築物、道路、街路樹等であり、計画地内の景観構成要素は工場等の人工的要素である。</p> <p>本事業は日本電子昭島製作所内における老朽化した既存工場建屋群の建替えであり、計画建築物は計画地内の景観構成要素を現況から大きく変化させることはないとして予測する。</p> <p>また、市街地景観を構成する要素のひとつとなることから、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないとして予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「周辺景観との調和を図ること」を満足すると考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「昭島市No.47 遺跡」が存在する。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会、昭島市教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。</p> <p>また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合には、その現状を変更することなく、東京都教育委員会、昭島市教育委員会に遅滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき、適切な措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地内の埋蔵文化財包蔵地に一定の改変がされるが、文化財の保存等に支障はないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「文化財の保存等に支障が生じないこと」を満足すると考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
	<p>《工事の施行中》</p> <p>【既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】 既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は、約 39,512 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 38,971 t (再資源化等率約 99%) と予測する。</p> <p>伐採樹木の排出量は、約 5 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 5 t (再資源化等率約 99%) と予測する。</p> <p>なお、解体される既存建築物において使用している空調機等の特定フロンガス等は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等に基づき、解体工事前に許可を受けた業者への引渡しを行うことから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>既存建築物の解体工事に伴い排出される非飛散性アースメントについては、石綿含有産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」等を遵守して適切に除去を行い、場外への運搬まで保管する場合は、一定の保管場所を定め、石綿含有産業廃棄物の保管場所であることを表示するとともに、他の産業廃棄物と分別して保管し、シート等で覆う等飛散防止の措置を行う。また、運搬、処理・処分にあたっては、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、最終処分場または溶融施設等に直接運搬する等を行うことから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度の達成基準値等を満足すると考える。</p> <p>【計画建築物の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】 計画建築物の建設に伴う建設廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量は、約 1,422 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 1,375 t (再資源化等率約 97%) と予測する。</p> <p>建設汚泥の排出量は、約 6,924 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 6,647 t (再資源化等率約 96%) と予測する。</p> <p>建設発生土の排出量は、約 62,859m³ と予測する。また、現場内利用、工事間利用または指定処分により土壌改良プラントや建設発生土受け入れ地に搬出する等、可能な限り有効利用に努め、有効利用量は約 55,316m³ (有効利用率約 88%) と予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度の達成基準値等を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>8. 廃棄物 (つつき)</p> <p>9. 温室効果ガス</p>	<p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】 工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量は、約 1,159 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 1,017 t (再資源化等率約 88%) と予測する。</p> <p>事業系特別管理廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠し、他の物が混入しないよう容器に入れ密封し、指定の場所に保管する。また、感染性廃棄物については、容器に密封し、腐敗防止のため冷蔵保管を行う。処理・処分については許可を有する業者へ処理委託し、マニフエストにより適正処理を確認することから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度】 計画施設の温室効果ガス排出量は約 18,913t-CO₂/年、基準施設の温室効果ガス排出量と比較した削減量は約 10,635t-CO₂/年、削減率は約 36.0% と予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物の空調、照明等の設備機器は高効率機器を採用するとともに、老朽化した既存設備の更新、一般空調設備や生産用空調設備の最適設定の徹底等により、温室効果ガス排出量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、 「環境確保条例」等の関係法令に定められている事業者の責務等を果たすと考ええる。</p>

●東京都告示第七百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月十五日

東京都知事 小 池 百合子

取消
令和5年4月分
医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	赤門前歯科医院	東京都文京区本郷5-24-6 本郷大原ビル2階	令和3年6月11日

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市前原町三丁目千五百八十七番二、千五百八十八番一及び千五百九十一番一の一部(第一工区)
中央区日本橋室町三丁目二番一号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 嘉村 徹

東久留米市神宝町二丁目二百七十二番一、二百七十三番一、二百七十四番一及び二百七十五番一
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

武蔵野市緑町一丁目五百二十六番一及び五百三十番二
立川市高松町一丁目二十三番十六号
株式会社ノーヴァ・アソシエイツ
代表取締役 濱中 敏之

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和五年六月十五日

東京都下水道局長 佐々木

健

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	令和五年四月二十五日	指定番号	三四〇九	新商号又は名称	積水ハウスメ建設東京株式会社	旧商号又は名称	積和建設東京株式会社	事業所所在地	町田市下小 山田町二千七百二十番地四
-------	------------	------	------	---------	----------------	---------	------------	--------	-----------------------

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	令和五年四月十日	指定番号	四三五九	商号又は名称	株式会社みやび管工	新事業所所在地	練馬区下石 神井二丁目一番二十四号	旧事業所所在地	練馬区大泉 町五丁目十一番一 号二階
受理年月日	同日	指定番号	〇五〇九	商号又は名称	株式会社日本水工	新事業所所在地	練馬区高松 六丁目九番一 号二階	旧事業所所在地	練馬区大泉 町五丁目十一 番一 号一 階

受理年月日	令和五年四月二十四日	指定番号	五七二〇	商号又は名称	有限会社タカシ設備	新事業所所在地	町田市三輪 町二百四十番地一	旧事業所所在地	町田市三輪 町七十八番 地五 リバ イ サイド 田 中一〇六
受理年月日	同日	指定番号	三四〇九	商号又は名称	積水ハウスメ建設東京株式会社	新事業所所在地	町田市下小 山田町二千七百二十番地四	旧事業所所在地	練馬区石神 井町二丁目八番十五号
受理年月日	同日	指定番号	三三八七	商号又は名称	新設備工業株式会社	新事業所所在地	豊島区池袋 二丁目四十 九番十二号	旧事業所所在地	豊島区池袋 二丁目七十 三番七号 第二ナカム ラビル二〇 二号室

三 代表者を変更した事業者

受理年月日	令和五年四月二十八日	指定番号	五六三三	商号又は名称	株式会社中嶋設備	新代表者名	杉並区下井 草二丁目十 八番一 号 横瀬マンシ ヨン一階	旧代表者名	杉並区井草 三丁目四番 二 号 第二 塩谷ビル一 階
-------	------------	------	------	--------	----------	-------	---	-------	--

受理年月日	同日	指定番号	四三一九	商号又は名称	株式会社江戸川設備	新代表者名	小沼 明紀	旧代表者名	井四丁目三 十六番五号 十番六号
受理年月日	同日	指定番号	二九八二	商号又は名称	イ イ 株式会社 いずみテ クノス株 式会社	新代表者名	中島 隆	旧代表者名	岩波 徹
受理年月日	同日	指定番号	四四七四	商号又は名称	池田配管建設工業株式会社	新代表者名	池田 和義	旧代表者名	池田 義春
受理年月日	同日	指定番号	四三一九	商号又は名称	株式会社江戸川設備	新代表者名	小沼 明紀	旧代表者名	田中 茂
受理年月日	同日	指定番号	三六四〇	商号又は名称	株式会社ミサワホーム建設株式会社	新代表者名	忠鉢 龍治	旧代表者名	高橋 吉教
受理年月日	同日	指定番号	〇九三四	商号又は名称	株式会社大氣社	新代表者名	長田 雅士	旧代表者名	加藤 考二
受理年月日	同日	指定番号	五四九一	商号又は名称	株式会社オーバス	新代表者名	有馬 美穂	旧代表者名	境田 輝男
受理年月日	同日	指定番号	一五九二	商号又は名称	株式会社キャプテ	新代表者名	丸山 達哉	旧代表者名	菊山 嘉晴

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

